

保安林解除申請図書作成標準積算基準

1-1 適用範囲

本基準は、測量調査・詳細設計・用地調査業務が完了している道路、河川等の線的な保安林解除申請図書作成業務に適用する。

開発行為等による面的な業務の場合は、別途見積もりによる。

1-2 業務等の費用及び積算等

(1) 業務の内、「調査」及び「公図転写及び連続図作成」に係わる費用及び積算は「測量業務積算基準」に準ずる。

(2) 業務の内、(1)を除く部分に係わる費用及び積算は「設計業務等積算基準」に準ずる。

1-3 作業区分

別添「保安林解除申請書作成作業区分」のとおりとする。

2 標準歩掛

標準歩掛（1式当り）

標準 500m

単位（人）

種 別	技師 B	技師 C	技術員	測量技師補	備考
1 計画準備	0.6	0.6			
2 調査					
1) 土地登記簿照合				1.0	調査業務とする。
2) 保安林台帳及び 森林簿照合・現地踏査				1.5	調査業務とする。
3 書類作成					
1) 申請書作成	0.4	0.6			
2) 事業計画書作成					
①地番別土地集計表			1.0		
②工事工程表			0.4		
③用途別面積等求積		0.6	1.2		
3) 代替施設計画書作成	0.6	0.6			
4) 工事数量とりまとめ		0.6	1.2		
4 図面作成					
1) 位置図作成		0.1	0.7		
2) 保安林解除図作成		0.6	1.8		
3) 面積計算図作成		0.4	2.4		
4) 事業計画図兼 代替施設計画図作成		0.6	1.2		
5) 用地縦断図作成		0.6	1.2		
6) 標準断面図作成		0.1	1.2		
7) 森林計画照合図作成		0.1	1.2		
8) 全体写真作成		0.6	1.2		
9) 公図転写及び 連続図作成				1.2	調査業務とする。
5 照査	0.6	0.6			
6 打合せ					
1) 県土整備局	1.0	1.0			2回
2) 農林局	0.5	0.5			1回

※1 全項目での発注を基本とし、資料を検討して必要で無い項目については変更対応とする。

※2 図面作成には着色を含んでいる。

※3 作成部数は5部とする。

必要に応じて計上

標準 500m

単位 (人)

種 別	技師 B	技師 C	技術員	測量技師補	備考
選定理由とりまとめ		0.5	1.0		
樹種樹齡調書作成			1.2		
残土処理計画策定		1.0	1.5		
航測図作成		0.3	2.0		

3 標準歩掛の補正

委託延長により次のとおり補正するものとする。

0m ～ 300m未満 標準歩掛の 70%を計上する。

300m以上 ～ 700m未満 標準歩掛の 100%を計上する。

700m以上 ～1200m未満 標準歩掛の 120%を計上する。

1200m以上～1800m未満 標準歩掛の 150%を計上する。

※ 但し、計画準備、照査、打合せ、選定理由とりまとめ及び残土処理計画選定については、補正は行わないものとする。

※ 部数による補正は行わないものとする。

4 事務用品費及び電子成果品作成費

「設計業務等積算基準」に準ずる。